

函館市契約条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月2日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第57号

函館市契約条例施行規則の一部を改正する規則

函館市契約条例施行規則（昭和39年函館市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第30条の2の表第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同表第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同表第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同表第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同表第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第33条第1項中「80万円」を「150万円」に改める。

第44条第1項中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条第1項および第44条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約（施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引または契約の申込みに係る契約で施行日以後に締結されるものを除く。）について適用し、施行日前に締結した契約および施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引または契約の申込みに係る契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。